

高知県がん検診精密検査実施医療機関届出実施要領

1 目的

健康増進法に基づく健康増進事業として市町村が実施するがん検診の精密検査の精度向上を図るため、精密検査実施医療機関を届出により公表することとし、必要な事項を定める。

2 実施方法等

- (1) 肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診及び乳がん検診の精密検査実施医療機関を届出により公表する。
- (2) 医療機関が届出をする場合は、各検診精密検査実施医療機関届出書（以下「届出書」という。（様式第1～5号））を高知県健康診査管理指導協議会（以下「協議会」という。）各部長宛に提出する。
- (3) 協議会は、提出された届出書を取りまとめ、協議会各部会（以下「部会」という。）において別記届出基準に基づき精査し、名簿を作成する。
- (4) 届出医療機関は、各検診精密検査実施医療機関報告書（以下「報告書」という。（様式第7～11号））により、毎年4月1日時点の状況を6月末までに報告する。
- (5) 協議会は、前項の報告を受け、要件を満たさないと判断される場合は、名簿から削除することができる。

3 届出医療機関名簿の作成等

- (1) 協議会は、上記により作成した届出医療機関の名簿を、県ホームページに掲載することにより公表する。
- (2) 名簿は、医療機関名、診療科名、郵便番号、住所、電話番号を記載する。
- (3) 届出医療機関の追加・変更・取消は随時実施する。

4 届出の変更及び取消

- (1) 届出医療機関は、届出内容に変更が生じた場合は、事務局へ届け出（様式は届出様式に準ずる。）るものとする。
- (2) 届出医療機関は、精密検査実施医療機関の要件が満たされなくなった場合には、速やかに高知県がん検診精密検査実施医療機関取消届出書（様式第6号）を事務局に提出するものとする。

5 届出に係る事務

精密検査実施医療機関の届出に関する事務は、高知県健康政策部健康対策課において行う。

6 その他

この要領に定めるもののほか、各検診精密検査実施医療機関の届出に関して必要な事項は、協議会で定める。

附則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

(別記)

1 各がん検診精密検査医療機関届出基準の共通事項

- (1) 精密検査の結果は、精密検査結果通知書等により検診実施機関に速やかに報告すること。また、精密検査の結果については、必要に応じて高知県健康診査管理指導協議会各がん部会に報告されることについて了承すること。
- (2) 発見されたがんに関して、部会等が実施する事後調査等に積極的に協力するとともにがん登録を適切に行うこと。
- (3) 各種の関連学会等への参加を通じて、常のがん検診に関する学術情報や知見を得るよう努めていること。

2 肺がん検診精密検査医療機関届出基準

- (1) 精密検査のための十分な経験と技術を持った医師（常勤、非常勤は問わない）が勤務していること。
原則として、呼吸器専門医、呼吸器外科専門医、気管支鏡専門医又は放射線診断専門医のいずれかの資格を持った医師が勤務していること。
- (2) 精密検査として、CT検査が実施でき、専門医（上記）により読影されること。

3 胃がん検診精密検査医療機関届出基準

- (1) 精密検査のための十分な経験と技術を持った医師（常勤、非常勤は問わない）が勤務していること。
原則として日本消化器病学会、日本消化器がん検診学会又は日本消化器内視鏡学会のいずれかの認定医・専門医が勤務していること。
- (2) 精密検査として、上部消化管内視鏡検査が実施できること。
- (3) 原則として、生検が可能であること。

4 大腸がん検診精密検査医療機関届出基準

- (1) 精密検査のための十分な経験と技術を持った医師（常勤、非常勤は問わない）が勤務していること。
原則として、日本消化器内視鏡学会、日本消化器病学会、日本消化器がん検診学会又は日本大腸肛門病学会のいずれかの認定医・専門医が勤務していること。
- (2) 精密検査として、全大腸が観察できること。精密検査の第一選択は全大腸内視鏡検査とする。精密検査を全大腸内視鏡検査で行うことが困難な場合においては、S状結腸内視鏡検査及び注腸エックス線検査（二重造影法）の併用による精密検査を実施する。ただし、その実施に当たっては、十分な精度管理の下で注腸エックス線検査の専門家により実施すること。
- (3) 原則として、生検が可能であること。

5 子宮頸がん検診精密検査医療機関届出基準

- (1) 精密検査のための十分な経験と技術を持った医師（常勤、非常勤は問わない）が勤務していること。
- (2) 精密検査を行うことができるコルポスコープを有すること。
- (3) 原則として、HPV検査が可能であること。
- (4) 原則として、生検が可能であること。

6 乳がん検診精密検査医療機関届出基準

- (1) 精密検査のための十分な経験と技術を持った医師（常勤、非常勤は問わない）が勤務していること。

原則として、日本乳癌学会の乳腺専門医又は認定医(※)で、日本乳がん検診精度管理中央機構（以下「精中機構」という。）の認定を受けた医師が勤務していること。

※日本専門医機構の認定する新専門医制度が確定した時点で名称等が改変・更新される場合がある

- (2) 精密検査として、マンモグラフィ検査及び乳房超音波検査が実施できること。
- (3) マンモグラフィ検査では、原則として、精中機構の施設画像評価に合格していること、また、精中機構の技術認定を受けた診療放射線技師または医師が撮影し、精中機構の読影認定を受けた医師により読影されること。
- (4) 乳房超音波検査では、原則として、精中機構の認定を受けた医師又は技師（看護師）あるいは日本超音波医学会の超音波専門医（乳腺領域で資格を取得した者に限る）又は超音波検査士（体表）が検査を行うこと。
- (5) 原則として、画像誘導下生検が可能であること。